

# 第1回下野市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 令和元年5月24日(金) 午後1時30分～

2. 場 所 下野市役所304会議室

## 3. 出席委員

(1) 被保険者代表 稲見 郁夫 委員 浦谷 和哉 委員  
伊藤 恵美子 委員 須崎 よしえ 委員

## (2) 保険医又は保険薬剤師代表

高橋 康子 委員 内藤 文明 委員  
赤羽根 久至 委員 鈴木 玉枝 委員

## (3) 公益代表

磯辺 香代 委員 吉永 希代子 委員  
井上 永子 委員 金清 隆純 委員

(以上12名)

## 4. 欠席委員

被保険者代表 加藤 尚徳 委員  
保険医又は保険薬剤師代表 荒井 博義 委員  
公益代表 高橋 芳市 委員  
被用者保険代表 坂入 宏一 委員 遠藤 正三郎 委員  
梁木 達夫 委員

(以上 6名)

## 5. 出席職員

市民生活部長 山中 利明 市民課長 木村 一枝  
市民課主幹 中里 智徳 市民課副主幹 上野 早苗  
税務課長 倉井 和行 税務課主幹 飯野 信幸  
税務課主幹 宇賀持 はる美 税務課主事 横島 隆玄  
健康増進課主査 舘野 詩織 市民課主事 秋元 悠里

(以上10名)

## 6. 議事録署名委員

被保険者代表 浦谷 和哉 委員  
保険医又は保険薬剤師代表 鈴木 玉枝 委員

(以上 2名)

## 7. 議 題

### (1) 下野市国民健康保険税の見直しについて

#### 報告事項

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| (1) 特定健康診査の受診率について         | (資料2-1、2-2) |
| (2) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について  | (資料3-1、3-2) |
| (3) 令和元年度下野市国民健康保険事業計画について | (資料4-1、4-2) |
| (4) 国民健康保険運営協議会スケジュールについて  | (資料5)       |

<開会 午後1時30分>

【市民課長】皆様こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和元年度第1回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

被用者保険代表の加藤委員、保険医又は保険薬剤師代表の荒井委員、公益代表の高橋委員、被用者保険等保険者代表の坂入委員、遠藤委員、梁木委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

続きまして、次第の2、委嘱状の交付でございますが、今回欠員や人事異動により5名の方が新しく委員になりました。被保険者代表の公募の稲見委員、公益代表の人権擁護委員の金清委員、本日は欠席となりますが、被用者保険代表のJA うつのみや南河内営農経済センター長の坂入委員、全国健康保険協会栃木支部業務部長の遠藤委員、地方職員共済組合栃木県支部事務長の梁木委員です。稲見委員、金清委員には、委嘱状を机の上に置かせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次第の3 山中市民生活部長よりご挨拶申し上げます。

#### 【市民生活部長】

皆様改めてこんにちは。4月の人事異動により、安全安心課長より市民生活部長になりました山中でございます。よろしくお願いいたします。国民健康保険は、国民皆保険制度として医療保険のセイフティネットとしての重要な役割を担い、住民の医療の確保と健康増進を支えてきております。平成30年度から制度が改正されまして、栃木県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効果的な事業の確保等、運営の中心的な役割を担っております。下野市におきましても引き続き積極的に事業を推進し、特定健診未受診者勧奨や糖尿病重症化予防事業、医療費適正化事業に取り組みまして、市民の皆様の健康の増進と国民健康保険財政の健全化、安定化に努力して参りたいと考えております。今後とも委員の皆様方には国民健康保険の健全運営のため、ご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。これをもちまして私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### 【市民課長】

続きまして、本日は第1回目の会でございます。新しく委員となられた方もいらっし

やいます。また事務局も人事異動により変わっておりますので、次第の名簿の順に自己紹介をお願いできればと思います。最後に事務局の方で自己紹介させていただきます。

### ＜ 委 員 ・ 職 員 自 己 紹 介 ＞

【市民課長】 それでは、これより議事に入るわけですが、下野市国民健康保険規則第9条の規定により、議事の進行を磯辺会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【磯辺会長】 本日は皆様お忙しい中、第1回国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。さっそく議事に入らせていただきます。それでは議事がスムーズに進行いたしますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。本日の出席人数は定数18名のところ12名で下野市国民健康保険規則第11条の規定により会議の定足数を満たしておりますので本会議が成立していることをご報告申し上げます。続きまして、下野市国民健康保険規則第14条の規定により本日の会議録署名委員に被保険者代表の浦谷委員と保険医又は保険薬剤師代表の鈴木委員を指名したいと思います。ご異議ございますか。

－異議なし－

異議なしと認め、本日の会議の署名委員には被保険者代表の浦谷委員と保険医又は保険薬剤師代表の鈴木委員をお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして、進行させていただきます。初めに議題（1）下野市国民健康保険税の見直しについて事務局の説明を求めます。

#### 【事務局】

はい。それでは、議題（1）下野市国民健康保険税の見直しについて説明させていただきます。資料1をご覧ください。現在、下野市の国民健康保険税につきましては、合併後に不均一課税の統一や課税方式3方式への変更、そして平成26年度からは財政調整基金を保険給付費等に充当することを行いまして、税率上昇を最小限に抑える改定を実施してきました。前回の見直し内容につきましては、資料1の裏側に記載しております。

また今年3月末現在の基金保有額につきましては、約8億2千万円でありまして、市の独自財源として活用が出来る状況となっております。

しかし、県へ納付する事業費納付金につきましては、各市町の医療費や所得水準等を反映し県全体で調整し額が決定しますが、本年度分の納付金は、一人当たりの医療費の増加等により、前年度より増加したため、基金から1億5千5百万円を繰入し予算編成を行いました。

今後の納付金額につきましては、県と連携をしながら、適正な見込みをしていきまして、併せて県が提示します納付金額と保険税率を参考に保険料率を算定することとなり

ます。

なお、下野市では2年に一度保険税の改正を行っており、今年度は令和2年度から2年間適用する国民健康保険税の税率の見直しの時期ともなっております。

今後の見直しのスケジュールとしましては、次回の運営協議会におきまして、市長から「下野市国民健康保険税の見直しについて」の諮問をいただく予定となっております。市長から諮問をいただきました場合は、参考資料の4 下野市国民健康保険規則の第1条にありますように、「重要事項について市長から諮問があった場合には審議を行い答申する」こととなっておりますので、事務局の方で保険税率の試算（案）を作成し、その後に運営協議会におきまして皆様の審議を経て保険税率の見直しについての市長への答申をしていただくこととなります。私からの説明は以上となります。

**【磯辺会長】**事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

**【浦谷委員】**

事業費納付金についてでございますが、各市町の医療水準や所得水準等を反映し県全体で調整し額が決定するとありますが、医療水準や所得水準とは具体的にどれくらいなのか、そしてどのように給付を決定するのか、例えば、医療費が多いから、また所得が多いから給付金を多くするという考え方でよいのか。他に何か検討する要因があるのかどうかについても教えていただきたいと思っております。

**【磯辺会長】**

浦谷委員ありがとうございます。それでは、医療水準・所得水準とは何か、またそれがどのように納付金に反映されるのか、詳しい数字は見直しのときにまた教えていただければ結構ですので、大卒のところをお願いいたします。各自治体によって所得水準・医療水準が違ってきますよね。同じ金額が集められないような状況もあると思っております。よろしくをお願いいたします。

**【事務局】**

簡単にですがご説明させていただきます。事業費納付金につきましては、栃木県が全て決めているものでして、28年度の医療費や所得を基準にしております。例えば下野市は28年度、1人あたりの医療費が高かったのですけれども、医療費が低い市町もございます。県が25市町からそういったデータを全部吸い上げまして各市町の水準に合ったものを計算して戻すという形になります。各市町が県に赴き何回も調整して納付金が決定的されるということになります。次回にまたご説明させていただきたいと思っております。

**【磯辺会長】**

ありがとうございます。今回は数値をもって説明いただければと思います。自治体によって一人あたりの医療費や所得水準に差があると思っておりますので、全て平らにはできないのですけれども、赤字の国保を抱えている市町でも安心して1年間過ごせるようなシ

システムにしたのではないかと考えていますが、詳しくはまた見直しの時にお伺いします。

はい。稲見委員。

【稲見委員】

医療費水準というのは、平たく言えば医療費に支出された額ということでよろしいですか。

【事務局】

皆さんが病院にかかれた際に負担するのが3割で、保険者で負担する7割が保険給付費というもののなのですが、その保険給付費と、3割分を合わせたものが医療費水準です。

【磯辺会長】

ありがとうございました。医療水準というのは、要するに一人あたりにかかる全体の医療費の額ということですね。

【稲見委員】

例えば医療機関の集積度なども水準と関わってくるのですか。

【磯辺会長】

ここではかかった医療費ということになるかと思えます。しかし医療施設が整っていると、医療費も多くなると思えます。

他にご質問はございませんか。

次回市長から諮問をいただきましたら、今年は見直しという作業に入ります。

議題1は終了いたします。続きまして、報告事項に移ります。(1) 特定健康診査の受診率について事務局の説明を求めます。

【事務局】

報告事項(1) 特定健康診査の受診率について説明させていただきます。資料2-1をご覧ください。平成30年度における特定健診の受診率は、確定の値ではありませんが、平成31年4月末現在で50.8%となっております。また参考資料1の下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画をご覧ください。16項 図表21の各年度における目標値という表になりますが、特定健診受診率の平成30年度の目標値は47%となっております。今現在推計で50.8%となっておりますので、平成30年度については目標値を達成する見込みとなっております。勧奨通知の送付などによって受診率が向上したものと思われれます。昨年度委員の皆様から頂いた課題等を基に、今年度も受診率の向上を目指してまいります。資料2-1に戻っていただいて、今年度につきましては6月、8月に不定期で受診者されている方と、今まで受診されたことのない未経験者の方に向けて勧奨通知を送付する予定となっております。さらに10月に未受診者の方に送付を予定しております。また、年代別のメッセージを載せることを検討しております。窓口の方では、健診案内のスタートアップガイドを作成することを、昨年度ご検討いただいておりますので、順次作成して配布を予定しております。また健康増進

課の方では、各種健診の受診率向上や健康づくりの動機づけ、運動習慣の定着などを促進し、市民の方が自ら健康の保持・増進に取り組んでいただけるように、しもつけ健康マイレージ事業を実施しており、資料2-2に載せさせていただいております。特定健康診査の受診率の説明については以上となります。

**【磯辺会長】**

事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。

**【吉永委員】**

公民館講座などに参加するとマイレージポイントがもらえるようなので、それから始めようと思います。

**【磯辺会長】**

実際体験してみて、何かご意見等ありましたらまたよろしくお願いします。

続きまして報告事項(2)下野市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、事務局の説明を求めます。

**【事務局(税務課)】**

それでは下野市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、資料3-1に沿ってご説明したいと思います。こちらにつきましては、前回の議題として説明しました内容と同様ではありますが、平成31年3月議会で議決したものになります。内容としましては国民健康保険事業の安定的な運営維持ができるよう、課税限度額について引き上げを行うため、条例の一部を改正したのになります。

それでは3改正内容をご覧ください。改正の内容としましては、第2条第2項及び第23条の改正となりまして、医療給付分の課税限度額は540,000円から580,000円で40,000円の増となりました。改正後の影響としましては、増収見込額として約8,900,000円を見込んでおります。内訳としまして、医療分の課税額が580,000円以上・増加額40,000円の納付世帯は203世帯で8,120,000円の課税額、課税額が540,000円～580,000円・増加額1～39,999円の納付世帯は36世帯で759,000円の課税額となります。合計としまして、239世帯で、課税調定額として8,879,000円になります。

続きまして裏面の資料3-2をご覧ください。こちらにつきましては平成31年3月31日付で専決処分したものととなります。国民健康保険税の低所得者にかかる保険税の軽減について、地方税法施行令の公布に伴いまして専決処分いたしました。それでは3改正内容をご覧ください。改正の内容としましては、軽減区分の5割軽減について、軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乗すべき金額を275,000円から280,000円の改正となっております。2割軽減につきましては500,000円から510,000円となっております。改正後の影響ですが、軽減世帯数につきましては約40件増加すると見込んでおり、減収見込み額としては約945,000円となります。保険税としては減収となります。内訳に

つきましては下記の表のとおりとなります。説明は以上となります。

**【磯辺会長】**

事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。表面の議決している方は前回説明を受けています。裏面も説明は受けています。今回は、通りましたということですね。言葉などが難しいところもありますので、ご質問のある方はご発言ください。

なければ、次に移りたいと思います。続きまして、報告事項（3）令和元年度下野市国民健康保険事業計画について事務局の説明を求めます。

**【事務局】**

では報告事項（3）令和元年度下野市国民健康保険事業計画についてご説明いたします。資料4-1をご覧ください。最初に計画の基本方針を説明させていただきます。国民健康保険は、市民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を担っており、これからの超高齢社会において保険財政の健全化と医療費の抑制のため、保健事業の強化・充実が期待されているところです。下野市におきましても、引き続き保健事業に力を入れていきたいと思っております。1点目としましては、「下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）」に基づき、受診率の向上と特定保健指導対象者の支援を行います。

2点目としましては、「下野市国民健康保険データヘルス計画（第2期）」に基づきまして、糖尿病等重症化予防事業を引き続き実施してまいります。

また、各種情報の発信や医療費適正化についての事業を実施してまいります。令和元年度の国保財政につきましては、参考資料の5 国民健康保険加入状況をご覧ください。被保険者数の減少ということは保険税の減収につながっており、逆に保険給付費と事業費納付金は増加をしているため、財政調整基金を活用する予算編成を行っております。

また、国民健康保険税の見直しに向けて、令和2年度以降の税率等の検討を行い、給付と負担のバランスを考慮した保険税の適正賦課に取り組んでいくとともに、制度の根幹を成す保険税の収納率の向上に努めていき、財政の健全化と安定化の確保に努力してまいります。

続きまして、こちらの事業計画を実施するにあたりましての重点項目が、資料4-1に挙げていますとおり、保健事業の推進・医療費適正化の推進・国保税収納率の向上・資格適用の適正化の推進・広報活動の推進の5項目となっております。この重点項目を実施するための事業内容については資料4-2のとおりとなります。こちらについて前回の運営協議会では区分と事業内容についてまで示させていただいていましたが、今回は目標値と取り組み等も併せて簡単に述べさせていただきます。

まず事業内容の適正化の推進につきましては、国民健康保険運営協議会を開催させて

いただきます。

保険事業の推進につきましては、特定健康診査の推進・特定保健指導の実施率向上・疾病予防普及・啓発事業等の推進を行ってまいります。

医療費適正化の推進につきましては、レセプト点検強化・医療費通知の実施・重複・頻回受診者対策の推進・後発医薬品の利用推進・医療費の適正化の啓発活動を行ってまいります。

国保税収納率の向上につきましては、国保税徴収の適正な実施による収納率の向上・口座振替の推進・コンビニエンスストア収納の実施・催告・督促等の強化及び差押えの実施・滞納世帯に対する納税相談・納税指導の実施となります。続いて裏面の資格適用の適正化の推進ということで、各種適正な事務処理を行うことによる適正化の推進を行ってまいります。

最後に広報活動の推進ということで、市広報誌やホームページを利用しまして、制度周知により広報活動の推進を行うこととしています。なお、この中で前年度からの変更点や新規に行うことを挙げますと、まず運営協議会が昨年度は4回だったのですが、今年度につきましては保険税の見直し等がございますので、昨年度より多い5回の開催を予定しております。また特定健診等実施の推進の中で、今年度は新規国保加入者及び40・50・60代への年代ごとの勧奨実施を行うこととしています。最後に国保税の収納率の向上としまして、催告・督促等の強化及び差押の実施について、保険税の自動電話催告の実施に取り組むことを予定しているところでございます。今年度の事業計画につきましては、これらに基づいて取り組んでまいりたいと考えております。

**【磯辺会長】**

事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問ある方はお願いいたします。

**【井上委員】**

資料4-2 保健事業の推進、疾病予防普及・啓発事業等の推進のところで、糖尿病重症化予防プログラム参加者の目標値が20人となっていますが、こちらはどのように決めているのでしょうか。もう一点が急性心筋梗塞や脳梗塞での死亡が、下野市は栃木県の中でも男女ともに多いということがデータとしてあるのですが、疾病の原因をチラシや広報等で周知していただければ市民の方も気を付けるのではないかと思います。というのも、疾病はこういうものの食べすぎや運動不足で発症するといったことをチラシとして配ったらそれも予防の対策になるのではないかと。特定の人の指導だけでなく、全体に周知するものと重篤者の方の指導・周知があると良いのかなと思ったもので。

**【磯辺会長】**

それでは、糖尿病重症化予防プログラム参加者の目標値が20人というのはなぜか。



それから、心筋梗塞や脳梗塞の死因が下野市は高いので、その予防の呼びかけを行うことについて、事務局の説明をお願いします。

**【事務局（健康増進課）】**

まず糖尿病重症化予防プログラム参加者の目標値についてですが、昨年度は対象者の方91名に通知を出ささせていただきましたが、最終的に参加いただけの方が9名でした。去年参加いただいた人数をもとに、今年度はそれよりも多くしなければならないということで目標を20人としております。今年度も今のところ70数名が対象者として挙がっています。プログラムの目的が人工透析に移行するのを防止することなので、参加率を上げるためにももう少し広い意味で対象者の枠をとらえるということを検討している段階です。

2つ目のご質問は、広く周知をするということで、お話いただきありがとうございます。広報では毎月というわけではないのですが健康増進課が担当している記事がありますので、そこに健康に関する情報、例えば高血圧予防や飲酒などに関して掲載させていただいております。また参考資料の3としまして、健康しもつけ21プランというものがありまして、A3の用紙に印刷しまして、昨年度の初めに自治会長さんを通して各戸1枚配布をした状況です。疾患にならないように皆さんが取り組みやすいことを載せているので、よろしければご覧ください。そのほかにもできることは少しずつ考えていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

**【磯辺会長】**

ありがとうございました。他に何かございますか。

**【浦谷委員】**

資料4-2 保険事業の推進の特定健康診査の推進という中で人間ドック検診費用助成とありますが、市としてはどのようなスタンスで助成をやっているのですか。地域によっては助成を全く行っていないところもあるようなので、人間ドック受診の推進の意味で助成をされているのか伺いたいです。

**【磯辺会長】**

それでは人間ドック検診費用について、ご説明お願いいたします。

**【事務局】**

人間ドックの助成につきましては、市町村によって全く行っていないところもありますが、胃カメラや脳・心臓ドックなど特定健診では診ることのできない項目もありますし、検査を受けていただくことでご自身の健康の心配を解消していただくことができます。確かに全員の方に受けていただくのと財政的に厳しいということがあるかもしれませんが、やはり何年かに1度は受けていただいて、ご自身の健康管理を行っていただきたいということで助成を行っているというところかと思っております。

**【浦谷委員】**

私個人的には、人間ドックレベルになると個人の判断で受けたらいいと思うんです。人間ドックをどこまで推進させるかというところに今一つ疑問があるので、ご意見としてお話しさせていただきました。

**【磯辺会長】**

ありがとうございました。人間ドックの助成については、以前は7割でしたが、今は一律25,000円なので、引き下げられたかと思いますが、人間ドックの位置づけについてはまた時間があるときに議論いただければと思います。

それでは他にございませんか。なければ続きまして(4)国民健康保険運営協議会スケジュール案について事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

運営協議会スケジュール案についてご説明させていただきます。資料5をご覧ください。こちらにつきましては、昨年度の運営協議会でも提示させていただきましたが、新年度に入りましたので改めて提示させていただきます。スケジュールといたしましては事業計画にもありまして、運営協議会を本日含め5回開催を予定しております。協議内容につきましては、資料にもありますとおり予算・決算に関して、保険税の見直しについて、特定健診等の保険事業についてとなります。またその他としまして、例年行っております10月の産業祭での健診のPRなどを予定してございます。以上が今年度のスケジュール案となります。

ここで事務局からご提案させていただきたいと思いますが、検討課題ということで「下野市国民健康保険税の見直しについて」を今年度大きなテーマとして検討させていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

**【磯辺会長】**

ありがとうございました。この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。なければ今年度はこのようなスケジュールで行っていきたいと思います。

次は8月ですが、諮問と同時に保険税の見直しに入ります。

最後に7 その他について、事務局から何かございますか。

**【事務局】**

それでは参考資料のご案内をさせていただきたいと思います。参考資料1・特定健診等実施計画、参考資料2・下野市国民健康保険データヘルス計画(第2期)、参考資料3・健康しもつけ21プラン、参考資料4・下野市国民健康保険規則、参考資料5・下野市国民健康保険加入状況です。また新委員で本日出席いただいている稲見委員と金清委員には国民健康保険必携の冊子をお渡ししております。以上となります。

**【磯辺会長】**

それでは本日本日予定していた議事は全て終了しました。以上で協議会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

－異議なし－

異議なしと認め、第1回下野市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。本日はお忙しい中をお集まりいただき、また円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。大変お疲れさまでした。

<閉会 午後2時30分>